

2026(令和8)年1月21日

優生保護法問題の全面解決に向けた要請書

優生保護法被害全国原告団
優生保護法被害全国弁護団
優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会(優生連)

2024(令和6)年7月3日の最高裁判所大法廷判決を受けた内閣総理大臣の謝罪談話、同年9月30日に締結した基本合意書及び「旧優生保護法問題の全面解決に向けた協議」における確認事項等、これまでの決定事項を着実に継承・遵守するとともに、優生保護法問題の早期かつ全面的な解決に向け、下記のとおり、被害者の被害及び名誉の回復、優生思想に基づく障害者に対する偏見差別の根絶等に向けた様々な施策に、スピード感を持って、全力を尽くし、取り組まれるよう、要請いたします。

第1 補償法に基づく全ての被害者に対する補償の実現

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の施行から1年が経過するも、同法に基づく補償金等の認定件数は1560件(昨年11月末時点)にとどまり、かつ、相談件数・請求件数も月を追うごとに減少しています。

被害者は高齢化しており、全ての被害者に国の謝罪と補償を届けるために、あらゆる施策を講じることは、まさに喫緊の課題です。

全ての被害者に情報を行き届けるための広報・周知の徹底(特に障害者手帳・自立支援医療受給者証の保有者に対する謝罪文書の送付や全戸への書面送付の実現)、相談窓口・相談体制のさらなる整備、被害者への個別アプローチや徹底的な調査の実施など、あらゆる施策を、関係各省庁あげて全力で、速やかに、実施されるよう求めます。

第2 優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶にむけた施策等の実施

国が、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、優生思想及び障害者に対する偏見差別を根絶するとともに、障害の有無にかかわらず子を生み育てるか否かについて、また自分の身体について自ら意思決定できる社会、さらには障害者権利条約が掲げる、全ての人が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく、尊厳が尊重される社会を実現すべく、下記の諸施策等の実施に全力を尽くされるよう求めます。

1 被害者の被害及び名誉の回復に向けた施策

謝罪広告をはじめ、可能な限りの被害者の名誉回復のための措置を検討し、実施すること

2 偏見差別の根絶にむけた立法措置及び教育等の施策の推進

優生思想に基づく偏見差別の根絶を図り、全ての人が尊重される社会を実現するため、法制度の在り方を含め、教育・啓発等の諸施策を検討し、取り組むこと。特に、喫緊の課題として、現在改定作業中の学習指導要領に優生保護法問題を明記すること。障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画の継続的なフォローアップを行うとともに、原告団・弁護団・優生連の意見も踏まえ、取組や施策をさらに推進すること。

その他定期協議の場で確認された各課題につき、作業部会等において、施策の実現、具体化に向けて、積極的に議論を重ねること

3 真相究明、再発防止のための調査・検証への全面的な協力

二度と同じ過ちを繰り返さないための調査・検証事業(旧優生保護法問題検証会議)に、十分な予算措置を講じ、調査等に全面的な協力を行うこと

以 上